

第92号議案

島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

島根県警察本部の内部組織に関する条例（昭和36年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条中第18号を第20号とし、第8号から第17号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 情報の公開に関すること。
- (9) 個人情報の保護に関すること。

第6条に次の1号を加える。

- (8) 犯罪による収益の移転防止に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。